

四條畷市統合型GISシステム更改・運用保守業務に係る公開型プロポーザル審査基準

1 審査方法

本審査基準をもとに、一次審査及び二次審査を行う。なお、参加事業者が1事業者のみであっても審査を行うものとする。

2 一次審査（600点）

参加資格要件を満たす事業者から提出された書類をもとに、一次審査を行う。

（1）書類審査の評価項目・評価内容（300点）

評価項目	評価内容	配点
資格要件・実績調書 (様式第2号-1・2・3)	仕様書第1基本事項5業務体制(2)に定める役職の資格及び実績要件を評価する。(実績要件は最大5件) また、プロジェクトマネージャ・プロジェクトリーダーについては役職の資格については仕様書に定める資格の他に本業務を取り扱う上で保有していることが望ましい資格(空間情報総括監理技術者や測量士、応用情報技術者など)について評価する。(最大5件)	40点
セキュリティ対策要件調書 (様式第3号)	仕様書第4セキュリティ対策・バックアップ要件1セキュリティ対策(6)に定める認証取得について評価する。	30点
業務実績調書 (様式第4号)	平成30年4月1日から令和5年3月31日までの間に導入が完了した他自治体における業務実績を評価する。(最大5実績まで) 【概要】	30点

	平成 30 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に本市と同規模（人口 5 万人以上）の自治体にて、クラウド型（LGWAN-ASP）の統合型 GIS（市民公開向けを含む）の構築実績	
機能要件回答書 （様式第 5 号）	本市が求めるシステム機能を評価するものである。機能要件書の各項目について、パッケージ対応可能であるものは加点対象となるが、対応不可であるものは加点されない。また、代替案を記載したものについては本市の要求を満たしていると判断した場合は加点対象となる。なお、必須機能は全て満たしていなければならない。	200 点

（2）価格評価点（300 点）

価格に係る評価点については、以下の方法で計算する。（小数第 1 位四捨五入）

$$\text{価格評価点} = \left(1 - \frac{\text{見積価格}}{\text{予定価格}} \right) \times 300 \text{ 点}$$

3 二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

プレゼンテーション及び審査委員からのヒアリングをもとに審査する。

審査の内容は次のとおりとし、提出された企画提案書及びプレゼンテーションの内容に基づき評価を行う。なお、評価項目の「統合型 GIS システム」のプレゼンテーションに際しては、システム画面を表示し実演を交えて説明すること。

(1)プレゼンテーション及びヒアリングの評価項目・評価内容(300点)

No	評価項目	評価内容	配点
1	第1 基本事項	仕様書の第1基本事項について、事業内容を正しく理解し、スケジュールや業務体制等を評価する。	20点
2	第2 機能要件	仕様書の第2機能要件について、UI/UXが直感的に操作できるデザインであるかを評価する。	20点
3	第3 非機能要件	仕様書の第3機能要件について、サービスレベル要件(SLA)及び導入時・導入後の支援(研修やヘルプデスク等)の提案内容について評価する	70点
4	第4 セキュリティ対策・バックアップ	仕様書の第4セキュリティ対策・バックアップについて、提案内容を評価する。	40点
5	第5 運用・保守要件	仕様書の第5運用・保守要件について、運用要件、障害発生時の対応について提案内容を評価する。	20点
6	第6 その他、提案を求める事項	システムの利活用及び本市のニーズを踏まえた提案について、内容を評価する。 (上限提案数:5)	130点

4 受託候補事業者の選定

書類審査における一次審査の得点と二次審査での各事業者に対する委員の採点の平均得点(小数第1位四捨五入)を合計し、その合計得点が最も高い事業者を受託候補事業者とする。また、合計得点が最も高い提案が複数となった場合は、見積価格が最も安価な事業者を受託候補事業者とする。